

精神科医療関連制度基礎テキスト

障害者総合支援法

第3章「居住系サービス」（住まいの場）

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具のシステムで構築されています。利用者が、一人一人の支援計画に基づき「日中の活動」を一つないし複数組み合わせて選択し、要望に応じ「住まいの場」と併せサービスを受ける事になります。

第3章では、精神障害者が係わる「居住系のサービス」（住まいの場）としての 共同生活援助（グループホーム）事業、福祉ホーム、短期入所（ショートステイ）事業について紹介します。

I. 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化

（平成26年4月1日施行）

1. グループホームの概要

グループホームは、精神障害者、知的障害者、身体障害者が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で共同生活する居住の場であり、1住居あたり定員2～10人で事業所の定員は4人以上となっています。

グループホーム	介護サービス包括型	外部サービス利用型
介護サービスの提供	当該事業所の職員が提供	外部の居宅介護事業者等に委託
介護スタッフ(生活支援員)	配置が必要	配置が不要

障害者総合支援法では、共同生活を行う住居でのケアを柔軟に行い、地域における住まいの選択肢のさらなる拡大及び事務手続きの簡素化等の観点から、平成26年4月1日より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

グループホームは、提供する支援を「基本サービス（日常生活の援助等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供体制によって「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」の2区分になりました。「介護サービス包括型」では、当該事業所の職員が介護サービスを提供し、利用者の状態に応じて介護スタッフ（生活支援員）を配置することが必要となります。「外部サービス利用型」では、事業所は介護サービスのアレンジメント（手配）のみを行い、介護サービスの提供は外部の居宅介護事業者等に委託し、介護スタッフの配置は不要となります。

平成26年4月1日以降に事業所指定を受けるためには、①指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所、②外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれかの指定を受けることが必要となります。

グループホームを利用するためには、障害支援区分の判定とサービス利用にかかる給付決定が必要となりますが、入浴、排せつ又は食事等の介護サービスの提供を希望しない障害者は、必ずしも障害支援区分の判定は必要ありません。

2. サテライト型住居の設備・運営基準（平成26年4月1日施行）

グループホーム	本体住居	サテライト型住居
入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられることができる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43m ² (和室であれば4.5畳)	

※ サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないが、事業所の利用定員には含む。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていくため、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の運営が平成26年4月1日より認められました。

サテライト型住居の入居定員は1人で、本体住居の入居定員には含まれませんが、事業所の利用定員には含まれます。本体住居及びサテライト型住居のいずれも事業者が確保することになります。本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）が上限となります。また、サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が概ね20分以内で移動可能な距離に設置し、本体住居の交流スペース（居間や食堂等）において食事や余暇活動へ参加することになります。

II. グループホーム

1. 外部サービス利用型共同生活援助事業

利用者	地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者				
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を行う ・日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整実施 ・利用者の個々のニーズに対応した食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供(外部の居宅介護事業所に委託)				
設備	①共同生活住居(複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物)を一以上で、入居定員の合計4人以上 ②共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下、ただし既存の建物の場合は2人以上20人(都道府県知事が認める場合30人)以下、 ③共同生活住居内にユニット(居室・居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所)は一以上で、入居定員は2人以上10人以下、 ④居室は原則個室(夫婦等の場合2人部屋可)で、居室面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上				
外部サービス利用型共同生活援助サービス費	介護サービスは手配のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託、看護スタッフ(生活支援員)の配置は不要				
	I	II	III	IV	V
	259単位	212単位	182単位	121単位	289単位
世話人	4:1以上	5:1以上	6:1以上	10:1以上	体験利用 ※
サービス管理責任者	30:1以上				
受託居宅介護サービス費	利用者に対して受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定				
	所要時間				
	15分未満		95単位		
	15分以上30分未満		191単位		
	30分以上1時間30分未満		260単位 (所要時間が30分から15分を増すごとに86単位を加算)		
	1時間30分以上		557単位 (所要時間が1時間30分から15分を増すごとに36単位を加算)		
加算・減算項目	○世話人又はサービス管理責任者欠減算 ○外部サービス利用型共同生活援助計画未作成減算 ○大規模住居減算 ○福祉専門職員配置等加算 ○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ○夜間支援等体制加算 ○日中支援加算 ○自立生活支援加算 ○入院時支援特別加算 ○帰宅時支援加算 ○長期入院時支援特別加算 ○長期帰宅時支援加算 ○医療連携体制加算 ○地域生活移行個別支援特別加算 ○通勤者生活支援加算 ○福祉・介護職員処遇改善加算 ○福祉・介護職員処遇改善特別加算				

※1回当たり連続30日以内

(1)利用者とサービス内容

利用者は、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者で、身体障害者にあつては 65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限られます。

サービス内容としては、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を実施します。

なお、利用者の個々のニーズに対応した食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供する場合は、外部の居宅介護事業所に委託することになります。

(2)職員配置基準

サービス管理者は常勤換算で利用者 30 人に対して 1 人以上、世話人は常勤換算で利用者 6 人に対して 1 人以上の配置が必要となります。ただし、世話人については、当分の間 10 人に対して 1 人以上の配置でも認められています。

なお、介護サービスの提供は受託居宅介護事業所が行うため、介護スタッフ（生活支援員）の配置は不要となっています。

(3)設備基準

指定共同生活援助事業所は、1 以上の共同生活住居（複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物）を有し、指定共同生活援助事業所の入居定員の合計は 4 人以上となります。

共同生活住居の入居定員は、2 人以上 10 人以下（既存の建物を活用する場合は 2 人以上 20 人以下）となりますが、都道府県知事が特に必要と認めた場合は 21 人以上 30 人以下となります。共同生活住居内に、1 以上のユニット（居室・居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所）を有し、ユニットの入居定員は 2 人以上 10 人以下となります。

居室は原則個室（夫婦等の場合 2 人部屋可）で、居室面積は収納設備等を除き 7.43 平方メートル以上必要です。

なお、共同生活住居は住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設（入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設）又は病院の敷地外にあることが必要となります。

(4)外部サービス利用型共同生活援助サービス費

外部サービス利用型では、介護を必要としない者も利用するため、利用者全員に必要な「基本サービス」（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費」として包括的に評価されています。外部サービス利用型共同生

活援助サービス費の報酬は、従前のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホーム移行できるよう、従前のグループホームの報酬水準を基本としています。

また、利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる「介護サービス」については個々の利用者ごとにその利用に応じて「受託居宅介護サービス費」として算定します。受託居宅介護サービス費の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者居宅介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの提供が可能であること等を考慮して設定されています。平成 27 年度改定では、重度の障害者に対する支援を強化するため、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の基本報酬は引き上げられましたが、受託居宅介護サービス費（外部サービス利用型）については介護報酬改定の動向を踏まえ、引き下げられました。

1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）

世話人の配置基準（常勤換算）に応じた報酬単価となっています。世話人が利用者数を 4 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費（Ⅰ）として 1 日 259 単位を、世話人が利用者数を 5 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費（Ⅱ）として 1 日 212 単位を、世話人が利用者数を 6 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費（Ⅲ）として 1 日 182 単位を、世話人が利用者数を 10 で除した数以上配置している場合は共同生活援助サービス費（Ⅳ）として 1 日 121 単位を、算定します。

2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）

長期の入院・入所から地域生活に移行する場合等で、一時的に体験的な利用が必要な者に対し、共同生活援助のサービスを提供した場合は、1 日 289 単位（1 回当たり連続 30 日以内・年 50 日以内）を算定することができます。

3) 受託居宅介護サービス費（平成 26 年 4 月 1 日に新設）

利用者に対して受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定します。

所要時間が、10 分程度以上 15 分未満の場合は 95 単位を、15 分以上 30 分未満の場合は 191 単位を、30 分以上 1 時間 30 分未満の場合は 260 単位に所要時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数を、1 時間 30 分以上の場合は 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数を、算定します。

(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の減算項目

1) 大規模住居減算

共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満の場合は基本単位数の 90%を、入居定員が 21 人以上の場合は基本単位数の 87%を、算定します。

2) 世話人又はサービス管理責任者欠如減算

世話人の数が人員基準を 1 割の範囲以内で欠如した場合又はサービス管理責任者の数が人員基準を満たしていない場合に、翌々月から人員基準欠如が解消された月までの間は基本単位数の 70%を算定します。

3) 外部サービス利用型共同生活援助計画未作成減算

外部サービス利用型共同生活援助計画が未作成で共同生活援助サービスが提供されていた場合は、該当月から当該状態が解消された月の前月まで基本単位数の 95%を算定します。

(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目

共同生活援助		算定要件等		
福祉専門 職員配置等 加算	I	常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士等35%以上雇用している事業所	+10単位/日	
	II	常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士等25%以上雇用している事業所	+7単位/日	
	III	常勤職員割合75%以上又は勤続年数3年以上の常勤職員30%以上の事業所	+4単位/日	
夜間支援等 体制加算	I	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	(1) 2人以下	+672単位/日
			(2) 3人以下	+448単位/日
			(3) 4人	+336単位/日
			(4) 5人	+269単位/日
			(5) 6人	+224単位/日
			(6) 7人	+192単位/日
			(7) 8人~10人	+149単位/日
			(8) 11人~13人	+112単位/日
			(9) 14人~16人	+ 90単位/日
			(10) 17人~20人	+ 75単位/日
			(11) 21人以上30人以下	+ 54単位/日
	II	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	(1) 4人以下	+112単位/日
			(2) 5人	+ 90単位/日
			(3) 6人	+ 75単位/日
			(4) 7人	+ 64単位/日
			(5) 8人~10人	+ 50単位/日
			(6) 11人~13人	+ 37単位/日
			(7) 14人~16人	+ 30単位/日
			(8) 17人~20人	+ 25単位/日
III	夜間及び深夜の時間帯に、利用者の緊急事態等に対応するための連絡・防災体制が適切に確保されている場合	(9) 21人以上30人以下	+ 18単位/日	
			+10単位/日	

1) 福祉専門職員配置等加算(平成 21 年度改定で新設、平成 27 年に新たな区分を追加)

平成 27 年度改定では、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価するため、福祉専門職員配置等加算(I)が新たな区分として創設されました。改定前の福祉専門職員配置等加算(I)及び(II)の名称は、福祉専門職員配置等加算(II)及び(III)に変更されましたが、算定要件及び報酬は改定前と同様で、変更されていません。

福祉専門職員配置等加算(I)は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の資格保有者を 35%以上雇用している事業所では、1 日 10 単位を加算することができます。

福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の資格保有者を25%以上雇用している事業所では、1日7単位を加算することができます。

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、常勤の生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続年数3年以上の常勤職員が30%以上の事業所では、1日4単位を加算することができます。

2) 夜間支援等体制加算(平成26年に夜間支援体制の評価を充実、平成27年に見直し)

従前のグループホームでは、夜間の防災体制の強化を図るため、平成21年度改定で夜間の防災体制を評価した夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)が、夜間及び深夜の時間帯に利用者の緊急事態等に対応するため、平成24年度改定で夜間の連絡・支援体制を評価した夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)が、新設されました。従前のケアホームでは、少人数単位で行う支援を評価するため、平成21年度改定で支援対象者数に応じた評価に夜間支援体制加算が見直され、夜間及び深夜の時間帯に利用者の緊急事態等に対応するため、平成24年度改定で夜間の連絡・支援体制を評価した夜間支援体制加算(Ⅱ)が新設されました。

ケアホームがグループホームに一元化された平成26年4月1日以降は、夜勤・宿直を評価していた夜間支援体制加算(Ⅰ)は夜勤を評価した夜間支援体制加算(Ⅰ)と宿直を評価した夜間支援体制加算(Ⅱ)に、防災体制を評価していた夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)と連絡体制を評価していた夜間支援体制加算(Ⅱ)・夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)は夜間支援体制加算(Ⅲ)に見直されました。

夜間支援体制加算(Ⅰ)は、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に、夜間支援対象者の数に応じて1日672単位～54単位を加算することができます。なお、平成27年度改定では、1人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において3人以下の利用者を支援した場合の新たな2区分が新設されました。そのため、改定前は1人の夜間支援従事者が4人以下の利用者を支援した場合に1日336単位を算定することになっていましたが、平成27年度改定で1人の夜間支援従事者が、4人の利用者を支援した場合は1日336単位を、3人の利用者を支援した場合は1日448単位を、2人以下の利用者を支援した場合は1日448単位を、算定することが可能となりました。

夜間支援体制加算(Ⅱ)は、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に、夜間支援対象者の数に応じて1日112単位～18単位を加算することができます。

夜間支援体制加算(Ⅲ)は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、以下の必要な防災体制又は利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制が適切に確保されている場合に、1日10単位を加算することができます。

夜間防災体制	警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結する場合
常時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従事者が常駐する場合 ・携帯電話等で夜間・深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合 ・当該事業所の世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間の支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

3) 日中支援加算（平成 21 年度改定で新設、平成 27 年に対象を拡大）

共同生活 援助	算定要件等					
日中支援 加算	I	65 歳以上又は障害支援区分4以上の障害者で、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して日中に必要な支援を行った場合		(1)日中支援対象利用者 1 人	+539単位/日	
				(2)日中支援対象利用者 2 人以上	+270単位/日 (1人当たり)	
	II	日中活動サービスの支給を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により障害福祉サービス等の利用又は就労することができないときに、介護等の支援を日中に行った場合（当該支援を行った日の合計が1月につき2日を超える場合に3日目以降について算定可）		障害支援区分 4、5、6	(1)日中支援対象利用者 1 人	+539単位/日
				障害支援区分 3 以下	(2)日中支援対象利用者 2 人以上	+270単位/日 (1人当たり)
			障害支援区分 4、5、6	(2)日中支援対象利用者 2 人以上	+270単位/日 (1人当たり)	
			障害支援区分 3 以下	(2)日中支援対象利用者 2 人以上	+135単位/日 (1人当たり)	

日中支援加算（I）は平成 26 年 4 月に新設され、65 歳以上又は障害支援区分 4 以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して日中に必要な支援を行った際に、日中支援対象利用者が 1 人の場合は 1 日 539 単位を、日中支援対象利用者が 2 人以上の場合は 1 人当たり 1 日 270 単位を加算することができます。

平成 26 年 4 月以降は、従前の日中支援加算が日中支援加算（II）に名称変更となり、日中活動サービス（生活訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービスを利用できない時に介護等の支援を昼間の時間帯に行った場合は、利用できない期間が 2 日を超える場合に 3 日目以降について加算することができます。障害支援区分 4～6 に該当する場合は、日中支援対象利用者 1 人につき 1 日 539 単位を、日中支援対象利用者 2 人以上の場合は 1 人当たり 1 日 539 単位を、算定することができます。障害支援区分 3 以下の場合は、日中支援対象利用者 1 人につき 1 日 270 単位を、日中支援対象利用者 2 人以上の場合は 1 人当たり 1 日 135 単位を、算定することができます。

平成 27 年度改定では、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価である日中支援加算の算定対象となる日中活動が拡大されました。そのため、日中支援加算の対象となっていた日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター）に加え、新たに介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアが算定対象に追加されました。

共同生活援助	算定要件等		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置した場合		+41単位/日
自立生活支援加算	退去する利用者に対し、退去後の生活の相談援助、在宅での障害福祉サービスなどの連絡調整等を行った場合（入院中1回、退去後1回を限度）		+500単位/回
入院時支援特別加算	イ	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、共同生活介護計画に基づき利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、病院又は診療所との連絡調整・被服等準備その他日常生活上の支援を行った場合	入院期間3日以上7日未満 +561単位/月
	ロ	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、共同生活介護計画に基づき利用者が入院している病院又は診療所を原則週1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援等、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、3月を限度として算定	入院期間7日以上 +1,122単位/月
長期入院時支援特別加算	イ	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、共同生活介護計画に基づき利用者が入院している病院又は診療所を原則週1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援等、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、3月を限度として算定	指定共同生活援助事業所の場合 +122単位/日
	ロ	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、共同生活介護計画に基づき利用者が入院している病院又は診療所を原則週1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援等、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、3月を限度として算定	外部サービス利用型(経過的居宅介護利用型)指定生活援助事業所の場合 +76単位/日

4) 視覚・聴覚言語障害者体制加算（平成27年度改定で算定対象を拡大）

平成27年度改定で、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従業者（意思疎通に関し専門性を有する職員）を利用者50人に対して1人以上配置した場合は、共同生活援助においても視覚・聴覚言語障害者体制加算として1日41単位を算定することが可能となりました。

5) 自立生活支援加算（平成26年に加算内容を変更）

居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退去に先立って、利用者に対して退去後の生活について相談援助を行い、かつ退去後に生活する居宅を訪問し利用者及びその家族等に退去後の障害福祉サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回に限り500単位を加算することができます。また、自立生活支援加算を算定した利用者の退去後30日以内に居宅を訪問し、利用者及びその家族等に相談援助を行った場合に、退去後1回に限り500点を加算することができます。ただし、利用者が退去後に他の社会福祉施設入所する場合等は、加算することはできません。

5) 入院時支援特別加算（平成21年度改定で新設）

家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、共同生活援助計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院又は診療所との連絡調整・被服等準備その他日常生活上の支援を行った場合に、入院期間が3日以上7日未満の場合は月1回561単位を、入院期間が7日以上の場合は月1回1,122単位を、加算することができます。

6) 長期入院時支援特別加算（平成 21 年度改定で新設）

家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した際に、共同生活援助計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき、利用者が入院している病院又は診療所を原則週 1 回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援等、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1 月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える期間について 1 日につき所定単位を算定することができます。指定共同生活援助事業所の場合は 1 日 122 単位を、外部サービス利用型（経過的居宅介護利用型）指定共同生活援助事業所の場合は 76 単位を加算することができますが、継続入院している場合は入院初日から起算して 3 月を上限として加算します。なお、入院時支援特別加算の算定月は長期入院時支援特別加算を算定することはできません。

共同生活援助		算定要件等		
帰宅時 支援加算	イ	利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等に外泊した際に、事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合	外泊期間3日以上7日未満	+187単位/月
	ロ		外泊期間7日以上	+374単位/月
長期帰宅時 支援加算	利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等に外泊した際に、事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合に、帰宅期間が3日以上で、3月を限度として算定		指定共同生活援助事業所の場合	+40単位/日
			外部サービス利用型(経過的居宅介護利用型)指定共同生活援助事業所の場合	+25単位/日
医療連携 体制加算	I	医療機関から看護職員の訪問を受けて看護を行なった場合	利用者1人	+500単位/日
	II		利用者2人以上 (訪問1回8名限度)	+250単位/日
	III	看護職員が介護職員等にたんの吸引等の指導を行った場合 ※		+500単位/日
	IV	介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※		+100単位/日
	V	利用者の日常的な健康管理、通常時・状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡調整、医療面からの適切な指導・援助等の医療ニーズへの適切な対応体制を確保している事業所の場合 (看護師1名以上確保、看護師による24時間連絡体制、重度化した場合の対応指針の作成・説明・同意)		+ 39単位/日

※ 医療連携体制加算 I 又は II を算定している場合は算定不可

7) 帰宅時支援加算（平成 21 年度改定で新設）

利用者が共同生活援助計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき家族等の居宅等において外泊（同一敷地外の共同生活介護・共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む）し、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、外泊期間が 3 日以上 7 日未満の場合は月 1 回 187 単位を、外泊期間が 7 日以上の場合は月 1 回 374 単位を加算することができます。

8) 長期帰宅時支援加算(平成21年度改定で新設)

利用者が共同生活援助計画(外部サービス利用型共同生活援助計画)に基づき家族等の居宅等において外泊(同一敷地外の共同生活介護・共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む)し、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、1月の外泊期間の日数が2日を超える期間について1日につき所定単位を算定することができます。指定共同生活援助事業所の場合は1日40単位を、外部サービス利用型(経過的居宅介護利用型)指定生活援助事業所の場合は25単位を加算することができますが、継続して外泊している場合は外泊初日から起算して3月を上限として算定します。なお、帰宅時支援加算の算定月は長期帰宅時支援加算を算定することはできません。

9) 医療連携体制加算(平成21年度改定で新設)

医療連携体制加算(I)・(II)は平成21年度改定で新設され、医療機関等との連携により看護職員が指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定生活援助事業所)を訪問し、利用者1人に対して看護を行った場合は医療連携体制加算(I)として1日500単位を、2人以上8人以下の利用者に対して看護を行った場合は医療連携体制加算(II)として当該看護を受けた利用者に対して1日250単位を加算することができます。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者は算定することができません。

医療連携体制加算(III)・(IV)は介護職員等による喀痰吸引等を評価するため、平成24年改定で新設されました。医療機関等との連携により看護職員が指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定生活援助事業所)を訪問し、看護職員が直接看護の提供をせずに認定特定行為業務従事者(介護職員等)に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合は医療連携体制加算(III)として看護職員1人当たり1日500単位を、喀痰吸引が必要な者に対して研修を受けた認定特定行為業務従事者(介護職員等)が看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合は医療連携体制加算(IV)として利用者1人当たり1日100単位を加算することができます。ただし、医療連携体制加算(I)・(II)を算定している場合は、医療連携体制加算(III)・(IV)を算定することはできません。

医療連携体制加算(V)は環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)で生活を継続できるように、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の評価であり、平成26年に新設されました。

以下の施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)が指定共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)を行った場合に、1日39単位を加算することができます。

医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、利用者に対する日常的な健康管理や通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整等が想定されており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保する

精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

ことが必要となります。

施設基準	1. 指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)の職員、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により看護師を1名以上確保
	2. 看護師により24時間連絡できる体制確保
	3. 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を取得

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられます。

共同生活援助	算定要件等		
地域生活移行 個別支援 特別加算	心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に特別な個別支援が必要な者への支援を行った場合 (精神保健福祉士等を1名以上配置、年1回の研修、指定医療機関等との協力体制)		+670単位/日
通勤者生活支援 加算	一般就労(通常の事業所に雇用)する利用者が50%以上を占める事業所で、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において職場での対人関係の調整や相談・助言・金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行っている場合		+18単位/日
福祉・介護職員 処遇改善加算	I	福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、 キャリアパス要件の全てに適合し、かつ、職場環境等要件を満たしている場合	指定共同生活援助事業所の場合 +所定単位×5.4%/月
			外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 +所定単位×12.4%/月
	II	福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の何れかに適合し、職場環境等要件を満たしている場合	指定共同生活援助事業所の場合 +所定単位×3.0%/月
			外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 +所定単位×6.9%/月
	III	キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれか一方に適合する場合	+上記I×0.9/月
IV	キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれにも適合しない場合	+上記I×0.8/月	
福祉・介護職員 処遇改善 特別加算	福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合(キャリアパス要件・定量的要件を問わない)	指定共同生活援助事業所の場合 +所定単位×1.0%/月	
		外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 +所定単位×2.3%/月	

10) 地域生活移行個別支援特別加算(平成21年度改定で新設)

以下の施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)が、心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合は、1日670単位を加算することができます。

施設基準	1. 指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)に配置が必要な世話人に加え、対象者(心神喪失者等医療観察法に基づく通院医療の利用者等)に対する適切な支援を行うために必要な世話人の配置が可能であること
	2. 精神保健福祉士(社会福祉士)を1人以上配置し、対象者に対する支援について指導体制を整備
	3. 従業者に対し、対象者の支援に関する研修を年1回以上開催
	4. 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制を整備

11) 通勤者生活支援加算(平成21年度改定で新設)

一般の事業所で就労する利用者が50%以上の指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所)で、主として日中に職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理の指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日18単位を加算することができます。

平成24年度改定では、一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価するため、グループホームの利用者も新たに算定対象となりました。

12) 福祉・介護職員処遇改善加算(平成24年度改定で新設、平成27年度改定で新たな区分を追加)

平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金による賃金改善(福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分)を障害福祉サービス報酬で評価するため、平成24年度改定で福祉・介護職員処遇改善加算が新設されました。対象となる職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員となっています。

平成27年度改定では、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うため、新たな区分【福祉・介護職員処遇改善加算(I)】が新設されました。

算定要件としては、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ職場環境等要件に適合することが必要となります。加算(I)の職場環境等要件とは、平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していることが必要となります。

また、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算(I)・(II)・(III)の名称は、福祉・介護職員処遇改善加算(II)・(III)・(IV)に変更されましたが、算定要件は改定前と同様でキャリアパス要件と(旧)定量的要件が適用されます。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び(II)の報酬は、総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数となりますが、福祉・介護職員処遇改善加算(II)～(IV)の報酬は改定前と同様であり、変更されていません

福祉・介護職員処遇改善加算(I)は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行

っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全てに適合し、かつ、加算（Ⅰ）の「職場環境等要件」を満たしている場合に算定することができます。指定共同生活援助事業所の場合は、1月の所定単位（基本報酬・各加算を算定した単位数の合計）の5.4%を、外部サービス利用型（経過的居宅介護利用型）指定共同生活援助事業所の場合は、1月の所定単位の12.4%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）は、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」及び加算（Ⅱ）の「職場環境等要件」を満たしている場合に算定することができます。指定共同生活援助事業所の場合は、1月の所定単位の3.0%を、外部サービス利用型（経過的居宅介護利用型）指定共同生活援助事業所の場合は、1月の所定単位の6.9%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」又は加算（Ⅱ）（Ⅲ）の「職場環境等要件」のいずれか一方に適合する場合は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90%を加算することができます。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち「キャリアパス要件」及び加算（Ⅱ）（Ⅲ）の「職場環境等要件」のいずれにも適合しない場合は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80%を加算することができます。

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等について	1) 賃金改善に関する計画の策定と計画に基づいた適正な措置 2) 賃金改善計画を基に福祉・介護職員処遇改善計画書の作成・周知・届出 3) 加算の算定額に相当する賃金改善計画の実施 4) 賃金改善に関する実績の報告 5) 算定日が属する月の前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと 6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること	
キャリアパス要件	■ ア又はイに適合すること ア 福祉・介護職員の任用の際における職位又は職務内容等に応じた任用等の要件や賃金体系を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知 イ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知	
職場環境等要件	加算（Ⅰ）	平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く）の内容を全ての福祉・介護職員に周知
	加算（Ⅱ）（Ⅲ）	平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く）の内容を全ての福祉・介護職員に周知

13) 福祉・介護職員処遇改善特別加算（平成24年度改定で新設）

福祉・介護職員の改善をより一層推し進めるため、福祉・介護人材の処遇改善事業の助成金を受給することが困難であった事業所でも一定の改善（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）が図られるよう、平成24年度改定で福祉・介護職員処遇改善特別加算が新設されました。本加算の対象者は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種を中心として従

業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となるため、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職員以外の従業者の賃金改善に充てることが可能です。

福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している場合は、指定共同生活援助事業所の場合は1月の所定単位(基本報酬・各加算を算定した単位数の合計)の1.0%を、外部サービス利用型(経過的居宅介護利用型)指定生活援助事業所の場合は1月の所定単位の2.3%を、加算することができます。なお、本加算は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に「加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等」が算定要件となっていますが、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)と同様に「キャリアパス要件」又は「職場環境等要件」は算定要件となっていません。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定することができません。

2. 共同生活援助事業(介護サービス包括型)

利用者	地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者					
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う ・日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整実施					
設備	①共同生活住居(複数の居室、居間、食堂、便所、浴室等を共有する建物)を一以上で、入居定員の合計4人以上 ②共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下、ただし既存の建物の場合は2人以上20人(都道府県知事が認める場合30人)以下、 ③共同生活住居内にユニット(居室・居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所)は一以上で、入居定員は2人以上10人以下、 ④居室は原則個室(夫婦等の場合2人部屋可)で、居室面積は収納設備等を除き7.43平方メートル以上					
共同生活援助サービス費 【介護サービス包括型】	介護サービス等は事業所の従業者が提供する。利用者の状態に応じて、看護スタッフ(生活支援員)を配置					
	I	II	III	IV	障害支援区分	生活支援員
	668単位	617単位	584単位	699単位	6	2.5:1以上
	552単位	501単位	467単位	582単位	5	4:1以上
	471単位	420単位	387単位	502単位	4	6:1以上
	385単位	334単位	301単位	415単位	3	9:1以上
	295単位	244単位	211単位	326単位	2	—
	259単位	212単位	182単位	289単位	1以下	
世話人	4:1以上	5:1以上	6:1以上	体験利用 ※		
サービス管理責任者	30:1以上					
加算・減算項目	○大規模住居等減算 ○世話人、生活支援員、サービス管理責任者欠如減算 ○共同生活介護計画未作成減算 ○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ○福祉専門職員配置等加算 ○夜間支援等体制加算 ○重度障害者支援加算 ○日中支援加算 ○自立生活支援加算 ○入院時支援特別加算 ○帰宅時支援加算 ○長期入院時支援特別加算 ○長期帰宅時支援加算 ○医療連携体制加算 ○地域生活移行個別支援特別加算 ○通勤者生活支援加算 ○福祉・介護職員処遇改善加算 ○福祉・介護職員処遇改善特別加算					

※1回当たり連続30日以内

(1) 利用者サービス内容

共同生活援助事業(介護サービス包括型)の利用者は、地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者で、身体障害者にあつては65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉

サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限られます。

サービス内容としては、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。また、日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施します。

(2) 職員配置基準と設備基準

外部サービス利用型共同生活援助事業と同様に、世話人は常勤換算で利用者 6 人に対し 1 人以上、サービス管理責任者は常勤換算で利用者 30 人に 1 人以上配置することが必要です。ただし、グループホームとは異なり、利用者の障害支援区分が 3 以上の場合は生活支援員を障害支援区分に応じて常勤換算で利用者 2.5 人から 9 人に 1 人以上必要となります。

設備基準については、外部サービス利用型共同生活援助事業と同じ内容となりますので、外部サービス利用型共同生活援助事業の設備基準の項目 (P48) を参照ください。

(3) 共同生活援助サービス費

共同生活援助サービス費は、介護サービスが包括されており、介護サービス等は事業所の従業者が提供することになります。そのため、利用者の総数及び障害支援区分に応じて世話人及び生活支援員を配置することが必要で、障害支援区分及び世話人の配置基準に応じた基本報酬が設定されています。

平成 27 年度改定では、重度の障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬の充実を図るよう、介護サービス包括型である共同生活援助サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合 (特例) の基本報酬が引き上げられました。

1) 共同生活援助サービス費 (I)

世話人を利用者 4 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 668 単位を、障害支援区分 5 で、生活支援員を利用者 4 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 552 単位を、障害支援区分 4 で、生活支援員を利用者 6 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 471 単位を、障害支援区分 3 で、生活支援員を利用者 9 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 385 単位を、障害支援区分 2 の場合は 1 日 295 単位を、障害支援区分 1 以下の場合は 1 日 259 単位を、算定することができます。

2) 共同生活援助サービス費 (II)

世話人を利用者 5 人に 1 人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分 6 で、生活支援員を利用者 2.5 人に 1 人以上配置している場合は 1 日 617

単位を、障害支援区分5で、生活支援員を利用者4人に1人以上配置している場合は1日501単位を、障害支援区分4で、生活支援員を利用者6人に1人以上配置している場合は1日420単位を、障害支援区分3で、生活支援員を利用者9人に1人以上配置している場合は1日334単位を、障害支援区分2の場合は1日244単位を、障害支援区分1以下の場合は1日212単位を、算定することができます。

3) 共同生活援助サービス費(Ⅲ)

世話人を利用者6人に1人以上配置し、利用者の障害支援区分に応じた生活支援員を配置している場合は、算定することができます。

障害支援区分6で、生活支援員を利用者2.5人に1人以上配置している場合は1日584単位を、障害支援区分5で、生活支援員を利用者4人に1人以上配置している場合は1日467単位を、障害支援区分4で、生活支援員を利用者6人に1人以上配置している場合は1日387単位を、障害支援区分3で、生活支援員を利用者9人に1人以上配置している場合は1日301単位を、障害支援区分2の場合は1日211単位を、障害支援区分1以下の場合は1日182単位を、算定することができます。

4) 共同生活援助サービス費(Ⅳ)

長期の入院・入所から地域生活に移行する場合等で、一時的に体験的な利用が必要な者に対し、共同生活援助のサービスを提供した場合は、利用者の障害程度区分に応じた生活支援員を配置している場合に、算定することができます。

障害支援区分6で、生活支援員を利用者2.5人に1人以上配置している場合は1日699単位を、障害支援区分5で、生活支援員を利用者4人に1人以上配置している場合は1日582単位を、障害支援区分4で、生活支援員を利用者6人に1人以上配置している場合は1日502単位を、障害支援区分3で、生活支援員を利用者9人に1人以上配置している場合は1日415単位を、障害支援区分2の場合は1日326単位を、障害支援区分1以下の場合は1日289単位を、算定することができます。

5) 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)

世話人	障害支援区分	基本報酬
4:1以上配置	区分6	444単位/日
	区分5	398単位/日
	区分4	365単位/日
5:1以上配置	区分6	393単位/日
	区分5	347単位/日
	区分4	314単位/日
6:1以上配置	区分6	360単位/日
	区分5	313単位/日
	区分4	291単位/日

入所している重度の障害者（障害程度区分 4 以上、かつ、同行援護対象者、行動援護対象者又は重度訪問介護対象者）が、従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合等に、個人単位で居宅介護を利用することができます。平成 21 年度改定後は世話人の配置及び障害支援区分に応じた上記の表の評価となっており、平成 30 年 3 月 31 日まで算定することができます。

（４）共同生活援助サービス費の減算項目

１）大規模住居減算

共同生活住居の入居定員が 8 人以上 21 人未満の場合は基本単位数の 95%を、入居定員が 21 人以上の場合は基本単位数の 93%を、算定します。なお、一体的な運営が行われている共同生活住居（サテライト型住居を含む。）の入居定員の合計数が 21 人以上の場合は、基本単位数の 95%を算定します。

一体的な運営が行われている共同生活住居	同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居
---------------------	---

２）サービス提供職員（世話人、生活支援員、サービス管理責任者）欠如減算

生活支援員の数が人員基準の 1 割を超えて欠如している場合は翌月から、生活支援員の数が人員基準を 1 割の範囲以内で欠如した場合やサービス管理責任者の数が人員基準を満たしていない場合は翌々月から人員基準欠如が解消された月までの間は、基本単位数の 70%を算定します。

３）共同生活援助計画未作成減算

共同生活援助計画が未作成で共同生活援助サービスが提供されていた場合は、該当月から当該状態が解消された月の前月まで基本単位数の 95%を算定します。

（５）共同生活援助サービス費特有の加算項目

共同生活援助	算定要件等	
重度障害者支援加算	障害程度区分6の重症心身障害者等の重度障害者等包括支援の対象者が 1人以上 利用している指定共同生活援助事業所において、通常の生活支援員の基準を超えた人員を配置し、 サービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修(強度行動障害支援者養成研修又は喀痰吸引等研修)を修了している場合	+360単位/日

■[重度障害者支援加算](#)（介護サービス包括型共同生活援助が対象）

平成 24 年度改定では、夜間も含め重度障害者への支援の充実を図るため、評価が 1 日 26 単位から 1 日 45 単位に引き上げられました。平成 27 年度改定では、重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、施設基準として、一部の従業者に対し一

定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へ見直されました。また、算定対象を重度障害者「2人以上」から「1人以上」いる事業所に拡大し、さらに評価が引き上げられました。

障害程度区分6の重症心身障害者等の重度障害者等包括支援の対象者が1人以上利用している指定共同生活援助事業所において、通常的生活支援員の基準を超えた人員を配置し、サービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修（強度行動障害支援者養成研修又は喀痰吸引等研修）を修了している場合は、重度障害者について1日360単位を加算することができます。

重度障害者支援加算の施設基準は、以下の通りです。

重度障害者支援加算の施設基準		経過措置
①	指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配	
②	配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が「実践研修」修了者で、利用者の中に行動障害を有する重度障害者がいる場合は支援計画シート等を作成	平成30年3月31日までは、実践研修の受講予定者を配置している場合は②の基準を満たす
③	配置されている生活支援員のうち20%以上が「基礎研修」修了者	生活支援員のうち、以下の場合は③の基準を満たす ●平成28年3月31日までは 基礎研修受講予定者が10%以上の場合 ●平成28年4月1日から平成29年3月31日までは 基礎研修受講予定者が20%以上の場合 ●平成29年4月1日から平成30年3月31日までは 研修修了者が10%以上かつ研修受講予定者が10%以上の場合、
	実践研修	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、喀痰吸引等研修(第二号)
	基礎研修	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)、喀痰吸引等研修(第三号)

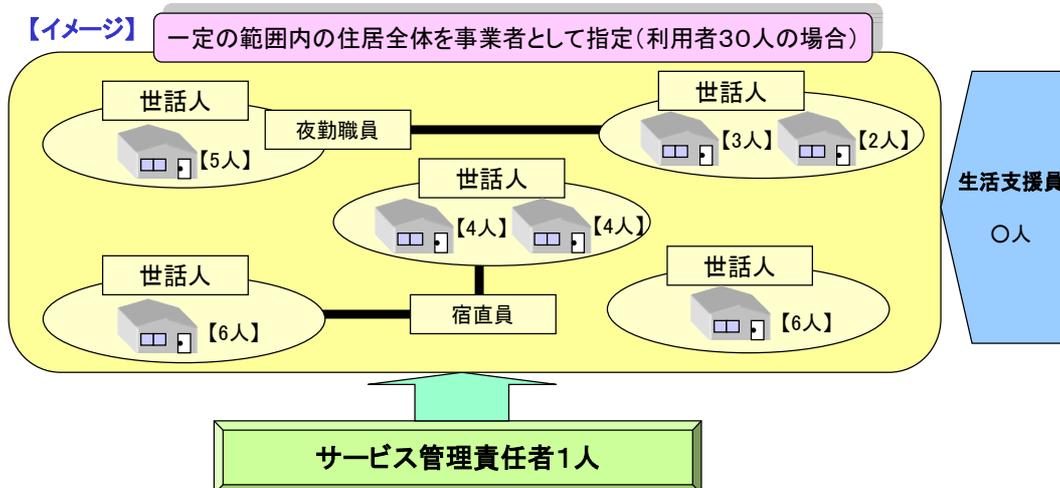
(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目

外部サービス利用型共同生活援助サービス費において算定可能な加算項目（視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、福祉専門職員配置等加算、夜間支援等体制加算、日中支援加算、自立生活支援加算、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、医療連携体制加算、地域生活移行個別支援特別加算、通勤者生活支援加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算）を共同生活援助サービス費（介護サービス包括型）においても算定することができます。詳細な内容については外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目（P51～P60）を参照ください。

3. グループホームの事業運営

【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の地域の範囲内に所在する住居全体を事業者として指定
- ② 世話人は、利用者数にかかわらず1人配置とされていた仕組みが改められ、**6人の利用者に対して1人以上を配置**
(平成26年4月1日に現存するグループホームは、当分の間、10人の利用者に対して1人以上でも可)
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数30人に対して1人以上を配置
- ④ 生活支援員は全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害支援区分に応じて配置
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保
(専任職員の配置等の条件に該当する場合は報酬上別に評価)
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上



障害福祉サービスでは、グループホーム（ケアホーム）は、個々の住居ではなく、一定の地域の範囲内（主たる事業所から他の共同生活住居までが概ね30分以内で移動可能な範囲）に点在する住居全体をまとめて事業者として指定されますが、平成26年4月1日からグループホームとケアホームはグループホームに一元化されました。

世話人は利用者数にかかわらず個々の住居に1人配置とされていた仕組みを改められ、事業単位の利用者6人に対して1人以上の配置することになります。ただし、平成26年4月1日に現存するグループホーム（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）は、当分の間、10人の利用者に対して1人以上の配置となっており、より手厚く配置した場合は高い報酬単価の算定が可能となっています。

標準的な事業規模は30人で、サービス管理責任者は全体の利用者30人に対し1人以上配置することになりますが、介護包括型グループホームの場合は、障害程度区分に応じて生活支援員の配置が必要となります。夜間の適切な支援体制を確保するため、専任職員の配置等の条件を満たしている場合は、報酬上で別に評価しています。

なお、1住居の最低利用人員は2人以上からの運営が可能となっており、8人以上からは大規模住居減算の対象となっています。

4. 福祉ホームとグループホーム・ケアホームとの違い

	グループホーム		福祉ホーム
	外部サービス利用型 共同生活援助	共同生活援助 (介護サービス包括型)	
制度の位置づけ	訓練等給付		地域生活支援事業
利用者	就労又は就労継続支援等の 日中活動を利用している障 害者で、地域において自立し た日常生活を営む上で相談 等の日常生活上の援助が必 要な者	生活介護や就労継続支援等の 日中活動を利用している障害 者で、地域において自立した日 常生活を営む上で、食事や入浴 等の介護や日常生活上の支 援を必要とする者	家庭環境、住宅事情等の理由 で、居宅での生活が困難な障 害者(ただし、常時の介護、医 療を必要とする状態にある者 を除く)
サービス 内容	主として夜間に共同生活を営 むべき住居において相談そ の他の日常生活上の援助を 行う	主として夜間に共同生活を営む べき住居において入浴、排せつ 又は食事の介護等を行う	管理人の業務 ・施設の管理 ・利用者の日常生活に関する 相談、助言 ・福祉事務所等関係機関との 連絡、調整
期 限	期限なし		
日中活動	就労、就労継続支援等	生活介護又は就労継続支援等	就労、就労継続支援等
利用者 負担	・1割負担 ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担		・実施主体の判断による ・家賃、食材料費、光熱水費な どの実費負担
居住環境	居室又は原則個室		

福祉ホームは地域生活援助事業として生活ニーズに応じ、現に住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備利用や日常生活の便宜を提供する施設です。福祉ホームの利用者は、家庭環境、住宅事情等の理由で、居宅での生活が困難な障害者となりますが、常時の介護、医療を必要とする状態にある場合は対象外となります。

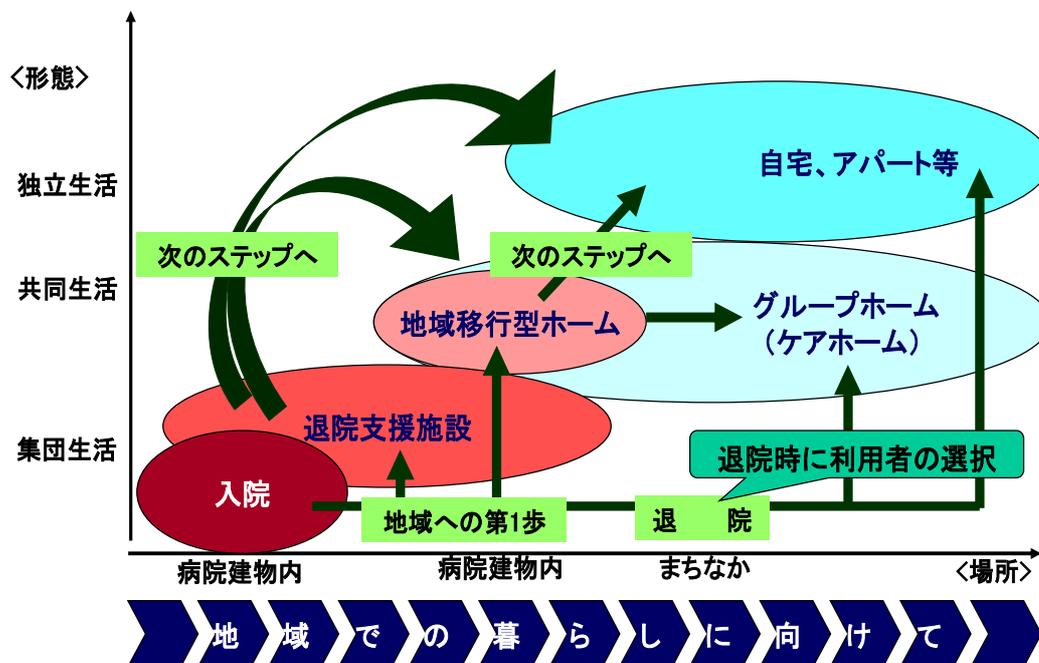
平成26年4月1日からグループホームとケアホームはグループホームに一元化され、平成26年4月1日以降に事業所指定を受ける場合は、①指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所、②外部サービス利用型共同生活援助事業所のいずれかの指定を受けることになります。

グループホームは、住居の提供だけでなく一定の介護や訓練などの目的を有した施設となっており、障害福祉サービス等報酬として障害者個々に給付される個別給付で、グループホームは介護給付が支給されます。

グループホームの利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定は必要ありません。そのため、市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、グループホームの利用申請した本人の意向や障害の種類及び程度のその他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きの要否を判断することになります。

5. 精神障害者の地域移行と居住系サービスの関係

○「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」がそれぞれの状態に応じて地域移行を実現できるよう、障害福祉計画によって支援体制を構築
 ○その中で、退院支援施設(自立訓練事業、就労移行支援事業)、地域移行型ホームは、地域移行に向けてのステップにおける一つの選択肢という性格



精神障害者が退院した場合、直接、自宅やアパートに退院することが可能であれば問題はありますが、色々な事情や条件で退院が困難な精神障害者も多く存在しています。障害者自立支援法では、障害福祉計画を後押しし、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」がそれぞれの状況に応じて地域移行が実現できるための施策として、障害者自立支援法では「精神障害者退院支援施設や地域移行型ホーム」の考え方が新たに提案され、平成24年3月31日までは設置することができました。平成24年3月31日までに指定された施設は、平成24年4月1日以降も運営することができます。

これらの施設は、退院を促進する意味でワンステップ施設としての位置づけや、一つの選択肢として考えられおり、利用期間に制限が設けられています。そのため、精神障害者退院支援施設や地域移行型ホームには、スムーズな地域生活への移行を目的に地域移行推進協議会の設置が必要となります。

また、障害福祉サービスでは、宿泊型生活訓練を除いて、同じ施設で日中活動の場と住まいの場のサービスを提供することはできませんが、精神障害者退院支援施設は生活訓練や就労移行支援を行う日中活動の場と住まいの場を兼ね備えている特例の施設です。

地域移行型ホーム・精神障害者退院支援施設の概要（平成19年4月1日実施）

設置形態	地域移行型ホーム		精神障害者退院支援施設	
	病院敷地内		病院の建物の精神病床を転換する場合	左記以外の場合
法律の位置づけ	共同生活援助、共同生活介護の立地の特例		自立訓練(生活訓練)、就労移行支援において宿泊の場を提供した場合の報酬上の加算	
定員規模	○事業の最低定員:4人以上(30人以下) ○1住居当たり2人以上10人(既存建物を活用する場合h20人(知事の個別承認で30人)まで)		20人以上60人以下	20人以上30人以下
居室	○原則として個室 ○1人当たり床面積:7.43㎡以上		○1室あたり4人以下 ○1人当たり床面積6㎡以上	○原則として個室 ○1人当たり床面積:8㎡以上
設備	居間、食堂、風呂、トイレ、洗面所、台所等		浴室、洗面施設、便所等(その他の自立訓練(生活訓練)、就労移行支援に必要な設備)	
人員配置	【共同生活援助の場合】 ○世話人 10:1 【共同生活介護の場合】 ○世話人 6:1以上 ○生活支援員 障害支援区分に応じて9:1以上~2.5:1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者 30:1以上 ○管理者1人		【生活訓練の場合】 ○生活支援員 6:1以上 【就労移行支援の場合】 ○職業指導員・生活支援員 6:1以上 ○就労支援員 15:1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者 60:1以上 ○夜間の生活支援員 1人以上 ○管理者 1人	
報酬基準	○外部サービス利用型共同生活援助: 世話人の配置に応じて 259単位~121単位 ○共同生活援助(介護サービス包括型) 世話人の配置及び障害支援区分に応じて 668単位~182単位		<定員21人以上40人以下の場合> ○生活訓練 : 670単位 ○就労移行支援 : 711単位 ○精神障害者退院支援施設加算 <宿直体制> 115単位 <夜勤体制> 180単位	
備考	○新規指定は平成24年3月31日まで(運営は可) ○原則2年の利用期間 ○外部の年中活動サービス等を利用		○新規指定は平成24年3月31日まで(運営は可) ○2年又は3年の標準利用期間 (日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が附属) ○精神病床転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置) ○外部での活動など、地域移行に向けての準備等のサービスを提供	

(1) 地域移行型ホーム（新規指定は平成24年3月31日まで）

地域移行型ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月31日までの間、一定の要件を満たす場合に限り、病院(入所施設)敷地内の既存の建物で、グループホーム(ケアホーム)のサービス提供可 平成24年3月31日までの間に地域移行型ホームの指定を受けた場合は、平成24年4月1日以降も、引き続きグループホーム(ケアホーム)のサービス提供可
法律の位置づけ	共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)
定員規模	1住居当たり4人以上30人以下
居室・設備	<ul style="list-style-type: none"> 原則として個室(1人当たり床面積:7.43㎡以上) 居間又は食堂、台所、洗面施設、便所等
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 原則2年の利用期間(市町村審査会の個別の判断で延長可) 外部の年中活動サービスを利用 共同生活介護・共同生活援助計画を作成 地域移行推進協議会を設置し、定期的に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設定

地域移行型ホームは、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、本来入所施設や病院の敷地外に設置する共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)を敷地内に設置できるようにした特例です。つまり、平成24年3月31日までの間、一定の要件を満たす場合に限り、病院(入所施設)敷地内の既存の建物を共同住居に転換し、

精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

グループホーム（ケアホーム）のサービスを提供することができました。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までの間に地域移行型ホームの指定を受けた場合は、平成 24 年 4 月 1 日以降も、引き続きグループホーム（ケアホーム）のサービスを提供することができます。

地域移行型ホームのメリットには、精神障害者が退院当初医療とアクセスし易いことや、地域の反対などで敷地外に設置することが困難な場合などが考えられます。

建物は入所施設又は病院の敷地内にある既存物件に限定され、次の要件を満たしていることが必要でした。

1. 当該地区の指定共同生活介護または指定共同生活援助の量が、都道府県の障害者福祉計画を満たしておらず、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。
2. 入所施設の定員数または病院の精神病床数の減少を伴うものであること。
病床を転換する場合はグループホーム又はケアホームの定員 1 名に対し 1 床以上、看護師寮職員寮等を転換する場合は定員 2 名に対し 1 床以上の病床を削減する必要があります。しかし生活訓練施設、福祉ホーム(A 型・B 型)等を転換する場合は病床の削減は求められていません。
3. 共同生活住居の入居定員の合計数は 4 人以上、30 人以下であること。

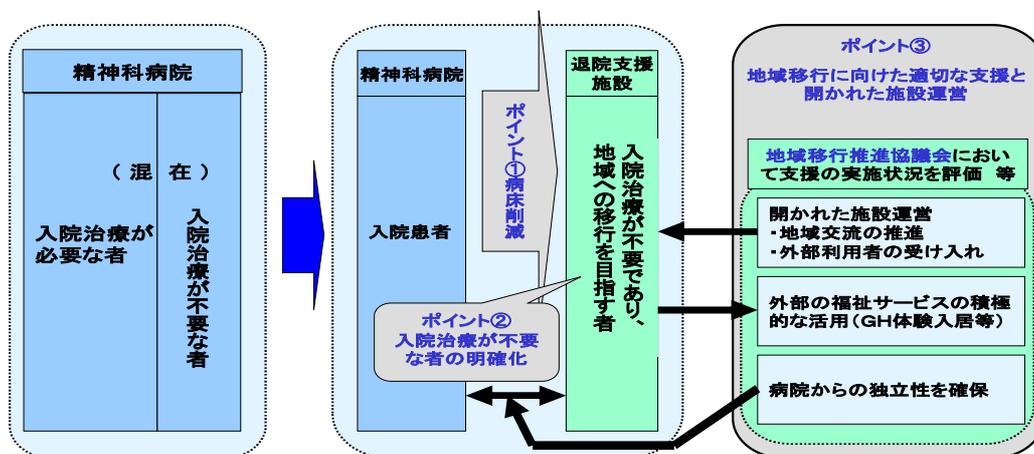
地域移行型ホームの報酬基準や人員配置に関しては、敷地外に設置しているグループホームとの違いはありません。利用期間は原則 2 年間となりますが、市町村審査会の個別の判断で延長することができます。地域移行型ホームに入居してから 2 年の間に、一般住宅等へ移行できるよう共同生活援助計画を作成し、地域生活への移行を段階的に進めるため、外部の日中活動サービス等を積極的に利用できるよう、他の障害福祉サービス事業者等と十分連携を取りながら計画的な支援を行ないます。

また、利用者の地域への移行を推進するための関係者で構成された地域移行推進協議会を設置し、定期的に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、報告等の記録は 5 年間保存することが必要です。

(2) 精神障害者退院支援施設（新規指定は平成 24 年 3 月 31 日まで）

【ポイント】

- ① 精神病床の削減(定員と同数の病床数を削減)
- ② 入院治療が不要な者の明確化
- ③ 地域移行に向けた適切な支援と開かれた施設運営



精神障害者退院支援施設は、精神病床を自立訓練（生活訓練）や就労移行支援を行う機能と住居機能の両方を兼ね備えた施設に転換することを目的としており、定員と同数の精神病床数の削減が必要となります。この施設は入院治療が不要な者を明確化し、病床の削減を視野に入れた策であることは明かです。つまり、対象は長期在院予備群等のための施設であり、高齢かつ長期の入院患者の受け入れ施設ではないことが判ります。このように、スムーズな地域への移行が行えるよう新たな施設類型を整備し、今後精神病床数の削減を促進していくことが伺えます。

病院敷地内の施設である精神障害者退院支援施設等は、地域移行に向けた適切な支援と開かれた施設運営が求められており、原則として病棟単位で転換する等、病院からの一定の独立性を確保することが必要です。

まず、地域移行に向けた適切な支援を行うためには、利用者及びその家族、市町村職員、外部の障害福祉サービス関係者、地域住民等により構成された地域移行推進協議会を設置することが必須条件となります。

この協議会は支援の実施状況を定期的に評価し、必要な要望や助言等を行います。また、地域における住まいの場や日中活動の場を確保するため、市町村が設置する地域自立支援協議会等との連絡調整を行います。

その他、退院後の生活スタイルに応じた、外出訓練、グループホーム体験入居等の敷地外活動を積極的に活用し、地域生活移行の着実な推進が求められています。

また、開かれた施設運営を行うためには、生活訓練や就労移行支援事業の外部利用者を積極的に受け入れ、病院敷地内のグラウンド、会議室等敷地内の設備等を積極的に地域住民に開放するとともに、地域の行事への参加等により地域との交流を積極的に推進することが必要です。

なお、精神障害者退院支援施設の新規指定は、平成 24 年 3 月 31 日までとなっており、平成 24 年 3 月 31 日までの間に指定を受けた精神障害者退院支援施設は、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き事業を行うことができます。

精神障害者退院支援施設では、指定自立訓練（生活訓練）又は指定就労移行支援の施設基準に適合し都道府県知事に届け出た精神科病院が、生活訓練及び就労移行支援に併せて夜間の居住の場を提供した場合に、その夜勤体制や宿直体制を評価した精神障害者退院支援施設加算を算定することができます。

対象者は、精神科病院に概ね 1 年程度入院及び入退院を繰り返している退院患者等です。利用できる施設として、現在の精神病床を転換する場合と、病床転換型以外があります。

定員規模は病床転換型の場合は 20 人以上 60 人以下、病床転換型以外の場合は 20 人以上 30 人以下となっています。いずれも精神科病院の病床の減少を伴う形で設置した施設であり、入所定員 1 名に対し 1 床以上の病床を転換する必要があります。標準の利用期間は 2 年から 3 年となっています。

(3) 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例(平成 27 年 4 月 1 日施行)



病院資源のグループホームとしての活用については、平成 26 年 7 月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」（長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ）において、地域移行する際には、地域生活に直接移行することを原則としていますが、退院に向けた支援を徹底して実施してもなお退院意欲が固まらない人に対しては、本人の権利擁護の観点、精神医療の適正化の観点から、段階的な移行も含めて、入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要であることが示されました。そのため、その選択肢の一つとして、病院資源をグループホームとして活用することを可能とするために、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、一定の条件付けを行なった上で、精神病床の削減を前提に、病院敷地内でのグループホームの設置が提案されました。

その結果、既存の地域移行型ホームに関する基準を参考に、平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの間、以下の条件（Ⅰ.利用者及び利用に当たっての条件、Ⅱ. 支援体制や構造上の条件、Ⅲ. 運営上の条件）を満たす場合に、「地域移行支援型ホーム」（病院敷地内のグループホーム）として精神病床の削減を行った場合の病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる経過的特例が設けられました。

病院敷地内におけるグループホームについて

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」（長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ）において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内でのグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めることとする。
- なお、制度施行日から4年後を目途に、3年間の実績を踏まえ、制度の在り方について検討予定。

I 利用者及び利用に当たっての条件

- ① 利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。
また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。
- ② 利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。
- ③ 利用期間を設けること。

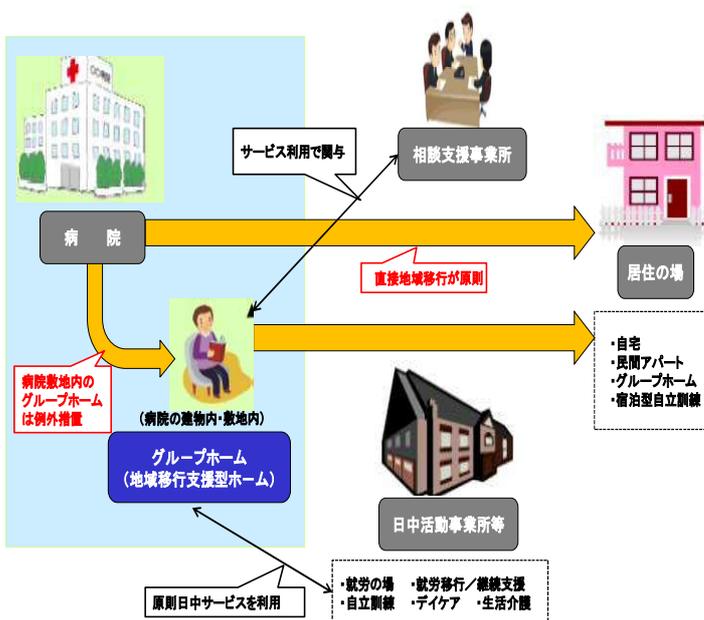
II 支援体制や構造上の条件

- ④ 利用者のプライバシーが尊重されること。
- ⑤ 食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にすること。
- ⑥ 外部との面会や外出は利用者本人の自由にすること。
- ⑦ 居住資源が不足している地域であること。
- ⑧ 病院が地域から孤立した場所でないこと。
- ⑨ 構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。
- ⑩ 従業員は、病院の職員と兼務しないこと。

III 運営上の条件

- ⑪ 本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。
- ⑫ 運営に関して第三者による定期的な評価を受けること。
- ⑬ 時限的な施設とすること。

病院敷地内におけるグループホームのイメージ



地域移行支援型ホームの対象者は1年以上入院している精神障害者で、利用期間は原則2年以内となっています。

地域移行支援型ホームは、精神病床数の減少を伴うもの（病院の定員1以上の削減に対し、地域移行支援型ホームの定員を1）であって、定員は4人以上30人以下となります。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までは、新規の指定を行うことができますが、指定後の運営期間は、当該指定を受けて6年間となっており、新規

の指定や運営期間については時限的なものとなっています。

また、地域移行支援型ホームの将来のあり方については、平成30年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討を行う予定となっています。

なお、平成27年4月1日において現に運営されている地域移行型ホームについては、平成27年4月1日以降も、基本的に当該事業を従前の例により運営することができます。

Ⅲ. 短期入所（ショートステイ）事業

短期入所サービス費は、対象者（障害者、障害児等）、実施施設、障害程度区分、日中活動系サービス利用の有無等に応じた報酬単価が設定されており、福祉型短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、基準該当短期入所サービス費に区分されます。

本章では、障害者に対して、宿泊訓練型生活訓練の事業所、外部サービス利用型共同生活援助事業所、指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所において行う短期入所の評価である福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）について紹介します。

利用者	・障害程度区分1以上の障害者 ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児						
サービス内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、共同生活援助(グループホーム)の事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等への短期間の入所が必要な障害者等に対して、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を短期間の入所において提供						
職員配置基準	■共同生活援助事業所等が併設事業所として短期入所事業を設置する場合は、以下の①又は②に定める従業者数を配置 ①短期入所と同時に共同生活援助等を提供する時間帯：共同生活援助等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を共同生活介護事業所等の利用者数とみなした場合は、共同生活援助等の生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要な数以上 ②短期入所提供する時間帯(①を除く)：従業者は当該日の短期入所の利用者数の6:1以上						
設備	・併設事業所の居室は、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を使用 ・併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、併設本体施設の設備(居室を除く)を短期入所事業に使用可能						
基本報酬	福祉型短期入所サービス費	障害支援区分					対象者
		1・2	3	4	5	6	
	Ⅰ 短期入所のみ	490単位	561単位	623単位	755単位	888単位	障害者
	Ⅱ 日中活動系サービス利用	165単位	231単位	306単位	508単位	580単位	
Ⅲ及びⅣ	省 略					障害児	
主な加算	○定員超過利用減算、○サービス提供職員欠如減算 ○短期利用加算、○重度障害者支援加算、○医療連携体制加算、○栄養士配置加算、○利用者負担上限額管理加算、 ○食事提供体制加算、○緊急短期入所体制確保加算、○緊急短期入所受入加算、○送迎加算、○福祉・介護職員処遇改善加算、○福祉・介護職員処遇改善特別加算						

(1) 利用者とサービス内容

ショートステイは、障害支援区分1以上の障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象です。

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、共同生活援助（グループホーム）の事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等への短期間の入所が必要な障害者等に対して、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を短期入所中に提供します。

(2) 職員配置基準

共同生活援助事業所等（共同生活援助事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等）が併設事業所として短期入所事業を行う場合は、以下の①又は②に定める従業者数を配置することが必要となります。

①	短期入所と同時に共同生活援助等を提供する時間帯	共同生活援助等の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を共同生活援助事業所等の利用者数とみなした場合は、共同生活介護等の生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要な数以上
②	短期入所提供する時間帯(①を除く)	従業者は当該日の短期入所の利用者数の6:1以上

(3) 設備基準

併設事業所の居室は、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を使用し、設備は併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、併設本体施設の設備（居室を除く）を短期入所事業に使用することができます。

(4) 福祉型短期入所サービス費

平成 27 年度改定では、サービスの適正実施の観点から、対象者が障害者である福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）《日中活動系サービスを併用する場合》及び福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）《日中活動系サービスを併用しない場合》の基本報酬が引き上げられました。

1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

障害者が共同生活援助（グループホーム）の事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等において、短期入所サービスのみを利用する場合は、障害支援区分 6 の場合に 1 日 892 単位を、障害支援区分 5 の場合に 1 日 758 単位を、障害支援区分 4 の場合に 1 日 626 単位を、障害支援区分 3 の場合に 1 日 563 単位を、障害支援区分 1 及び 2 の場合に 1 日 492 単位を算定することができます。

2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

障害者が共同生活援助（グループホーム）の事業所、宿泊訓練型生活訓練の事業所等において、短期入所サービス及び日中活動系サービスを併せて利用する場合は、障害支援区分 6 の場合に 1 日 582 単位を、障害支援区分 5 の場合に 1 日 510 単位を、障害支援区分 4 の場合に 1 日 307 単位を、障害支援区分 3 の場合に 1 日 232 単位を、障害支援区分 1 及び 2 の場合に 1 日 166 単位を算定することができます。

(5) 短期入所サービス費の減算項目

1) 定員超過利用減算

短期入所サービス費では、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合は、基本単位数の 70% を算定します。

- （ア） 1日の利用者数が、利用定員 50 人以下の場合は利用定員の 110%を、定員が 51 人以上の場合は利用定員から 50 を差し引いた数の 105%に 55 を加えた数を、それぞれ超えている場合
- （イ） 直近の過去 3 月間の平均利用人数が、利用定員の 105%を超えている場合

2) サービス提供職員欠如減算

サービス提供職員の人員基準の1割を超えて欠如している場合は翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合は翌々月から、人員基準欠如が解消された月までの間は、基本単位数の70%を算定します。

(6) 短期入所サービス費特有の主な加算項目

短期入所		算定要件等		
短期利用加算		利用開始日から30日を限度として算定		+30単位/日
重度障害者支援加算		重度障害者等包括支援等の対象者にサービスを提供した場合		+50単位/日
		強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者等が支援を行った場合		+10単位追加
単独型加算		単独型事業所においてサービスを提供した場合		+320単位/日
		利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)に、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合		+10単位追加
栄養士配置加算	イ ロ	I II	管理栄養士又は栄養士を1人以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合	管理栄養士等が常勤 +22単位/日
			管理栄養士等が非常勤	+12単位/日
利用者負担上限額管理加算		利用者負担額合計額の管理を行った場合		+150単位/月1回
食事提供体制加算		調理業務を第三者に委託していること等により事業所の責任で食事提供体制を確保した事業所又は事業所に従事する調理員が、低所得者等の利用者に食事の提供を行った場合(平成30年3月31日まで)		+48単位/日
緊急短期入所体制確保加算		利用定員の5%に相当する空床(緊急利用枠)を確保し、過去3ヶ月における稼働率が90%以上(3月平均)の場合に、利用者全員に対して算定		+40単位/日
緊急短期入所受入加算		イ I	現に利用定員の95%に相当する数の利用者に対応している短期入所事業所で、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合は、 <u>利用開始日に限り算定</u>	福祉型短期入所 +120単位/日
送迎加算		利用者に対して、 <u>居宅等</u> と短期入所事業所との間の送迎を行った場合		+186単位/片道

1) 短期利用加算

短期入所を行った場合に、利用開始日から30日を限度として、1日30単位を加算することができます。

2) 重度障害者支援加算

重度障害者等包括支援等の対象者にサービスを提供した場合は、重度障害者支援加算として1日50単位を算定することができます。

平成27年度改定では、強度行動障害を有する者への支援を強化するため、「強度行動障害支援者養成研修若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程」(基礎研修)の修了者、行動援護従業者養成研修の修了者が強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合は、重度障害者支援加算に追加して新たに1日10単位の加算が可能となりました。

3) 単独型加算(福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)が対象)

単独型事業所においてサービスを提供した場合は、単独型加算として1日320単位を加算することができます。

平成27年度改定では、単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者

が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く）に短期入所事業所による支援が18時間を超える場合は、単独型加算（1日320単位）に追加して新たに1日100単位の加算が可能となりました。

4) 栄養士配置加算

管理栄養士又は栄養士を1人以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合に、常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている場合は栄養士配置加算(I)として1日22単位を、非常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている場合は栄養士配置加算(II)として1日12単位を加算することができます。

利用者の食事管理を適切に行っている場合とは、利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていることが該当します。

5) 利用者負担上限額管理加算

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、利用者負担上限額管理加算として月1回150単位を算定することができます。

6) 食事提供体制加算

調理業務を第三者に委託していること等により事業所の責任で食事提供体制を確保した事業所又は事業所に従事する調理員が、低所得者等の利用者に食事の提供を行った場合に、1日48単位を算定することができます。

平成27年度改定では、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当になるよう、平成27年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられていましたが、食事提供体制加算の取得実態を踏まえ、平成30年3月31日まで延長されました。また、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位が引き下げられました。

7) 緊急短期入所体制確保加算(平成24年度改定で新設)

各月において利用定員の5%に相当する空床(緊急利用枠)を確保し、算定月の前3月間における稼働率が90%以上(3月間の平均値)の場合に、利用者全員に対して1日40単位を加算することができます。

平成27年度改定では、短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、算定要件であった「連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定不可」が削除されました。

8) 緊急短期入所受入加算(平成24年度改定で新設)

現に利用定員の95%に相当する数の利用者に対応している短期入所事業所で、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合は、利用開始日に限り1日120単位を加算することができます。

平成27年度改定では、短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、算定要件であった「連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定不可」及び

「緊急短期入所体制確保加算を算定」が削除されました。また、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価の重点化を行うため、緊急短期入所受入加算(Ⅰ)は1日60単位から1日120単位に引き上げられ、利用開始日に限り算定することになりました。

9) 送迎加算(平成24年度改定で新設)

平成27年度改定では、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いが、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。そのため、利用者に対して、居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき186単位を算定することができます。なお、送迎を外部事業者へ委託する場合も算定対象となりますが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象外となります。

(7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費と共通の加算項目

医療連携体制加算、地域生活移行個別支援特別加算、通勤者生活支援加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を福祉型短期入所サービス費においても算定することができます。詳細な内容については、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の加算項目(P56～P60)を参照ください。

ただし、平成27年度改定では、医療的ケアが必要な利用者への支援を強化するため、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、医療連携体制加算(Ⅰ)は1日500単位から1日600単位に、医療連携体制加算(Ⅱ)は1日250単位から1日300単位に、引き上げられました。

平成27年度改定で新設された福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は1月の所定単位の12.4%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)の場合は1月の所定単位の5.4%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は1月の所定単位の4.1%を、単独型事業所の場合は1月の所定単位の3.1%を算定します。

また、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は1月の所定単位の6.9%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)の場合は1月の所定単位の3.0%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は1月の所定単位の2.3%を、単独型事業所の場合は1月の所定単位の1.7%を算定します。

福祉・介護職員処遇改善特別加算は、単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合は1月の所定単位の2.3%を、単独型事業所でない指定共同生活援助事業所(介護サービス包括型)の場合は1月の所定単位の1.0%を、単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所の場合は1月の所定単位の0.8%を、単独型事業所の場合は1月の所定単位の0.6%を算定します。